

令和6年清瀬市議会第1回定例会

市長提出議案

議案番号	議案名等	概要	議決日 結果
議案 第1号	令和6年度清瀬市一般会計予算	歳入総額 34,392,000 千円 市税 9,560,510 千円 地方譲与税 127,000 千円 利子割交付金 18,000 千円 配当割交付金 107,000 千円 株式等譲渡所得割交付金 111,000 千円 法人事業税交付金 214,000 千円 地方消費税交付金 1,748,000 千円 環境性能割交付金 37,000 千円 国有提供施設等所在市町村助成 交付金 41,000 千円 地方特例交付金 370,000 千円 地方交付税 4,640,000 千円 交通安全対策特別交付金 6,000 千円 分担金及び負担金 104,605 千円 使用料及び手数料 378,318 千円 国庫支出金 6,704,920 千円 都支出金 5,670,340 千円 財産収入 779,039 千円 寄附金 4,901 千円 繰入金 1,060,242 千円 繰越金 400,000 千円 諸収入 162,125 千円 市債 2,148,000 千円 歳出総額 34,392,000 千円 主なもの 議会費 299,275 千円 総務費 4,970,379 千円 民生費 17,971,461 千円 衛生費 2,151,504 千円	3月28日 可決

		労働費 6,606 千円 農林業費 88,905 千円 商工費 148,121 千円 土木費 1,983,253 千円 消防費 1,074,455 千円 教育費 3,598,866 千円 公債費 2,078,665 千円 諸支出金 510 千円 予備費 20,000 千円 所管課 財政課	
議案 第 2 号	令和 6 年度清瀬市国民健康保険事業特別会計予算	歳入総額 8,036,000 千円 主なもの 国民健康保険税 1,322,969 千円 都支出金 5,388,530 千円 繰入金 1,310,893 千円 繰越金 1,000 千円 諸収入 9,506 千円 歳出総額 8,036,000 千円 主なもの 保険給付費 5,241,144 千円 国民健康保険事業費納付金 2,477,391 千円 所管課 保険年金課	3月28日 可決
議案 第 3 号	令和 6 年度清瀬市駐車場事業特別会計予算	歳入総額 73,000 千円 繰越金 1,000 千円 諸収入 72,000 千円 歳出総額 73,000 千円 駐車場費 35,688 千円 予備費 1,000 千円 諸支出金 36,312 千円 所管課 道路交通課	3月28日 可決
議案 第 4 号	令和 6 年度清瀬市介護保険特別会計予算	歳入総額 7,502,000 千円 主なもの	3月28日 可決

		保険料 1,368,910 千円 国庫支出金 1,805,122 千円 支払基金交付金 1,929,373 千円 都支出金 1,063,277 千円 繰入金 1,329,014 千円 歳出総額 7,502,000 千円 主なもの 保険給付費 6,890,947 千円 地域支援事業費 415,439 千円 所管課 介護保険課	
議案 第5号	令和6年度清瀬市後期高齢者医療 特別会計予算	歳入総額 2,423,000 千円 主なもの 後期高齢者医療保険料 1,102,708 千円 繰入金 1,223,431 千円 歳出総額 2,423,000 千円 主なもの 広域連合納付金 2,250,111 千円 保健事業費 111,867 千円 所管課 保険年金課	3月28日 可決
議案 第6号	令和6年度清瀬市下水道事業会計 予算	収益的収支 下水道事業収益 1,292,795 千円 営業収益 1,038,886 千円 営業外収益 253,909 千円 下水道事業費用 1,246,208 千円 営業費用 1,192,234 千円 営業外費用 52,774 千円 特別損失 200 千円 予備費 1,000 千円 資本的収支 資本的収入 1,982,990 千円 企業債 1,476,500 千円 他会計出資金 10,855 千円	3月28日 可決

		国庫補助金 332,800 千円 都補助金 155,850 千円 負担金等 6,985 千円 資本的支出 2,298,306 千円 建設改良費 2,017,623 千円 企業債償還金 280,683 千円 所管課 下水道課	
議案 第7号	令和5年度清瀬市一般会計補正予算(第10号)	国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、地方公共団体が受給する「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を市は有効に活用し、市民へ新たな物価高騰対応給付事業を展開します。また併せて、新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に移行し、医療機関への受診控えが解消されつつあるなかで、ひとり親家庭等医療費の増額補正のため、併せて補正予算を編成するものです。 主な内容 1 予算総額 (1) 現予算総額 371億4,630万0千円 (2) 補正予算額 1億8,305万1千円 (3) 補正後予算総額 373億2,935万1千円 2 歳入 1億8,305万1千円 (内 訳) (1) 国庫支出金 1億7,177万5千円 (物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1億7,177万5千円) (2) 都支出金 133万3千円 (ひとり親家庭等医療費助成事業費 133万3千円) (3) 繰入金 994万3千円 (財政調整基金繰入金: 994万3千円) 3 歳出 1億8,305万1千円 民生費 1億8,305万1千円 (内 訳)	2月29日 可決

		<p>(1) 清瀬市暮らし応援給付金給付事業 1億1,304万1千円 清瀬市に住民登録があり、住民税均等割非課税世帯以外の世帯であって、住民税所得割が課税されていない者のみで構成されている世帯に10万円を給付</p> <p>ア 需用費 22万7千円 イ 役務費 59万3千円 ウ 委託料 1,110万4千円 エ 使用料及び賃借料 111万7千円 オ 負担金、補助及び交付金 1億円</p> <p>(2) 清瀬市子ども応援給付金給付事業 6,801万0千円 清瀬市に住民登録があり、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の給付対象世帯のうち、18歳以下の子どものいる世帯に子ども1人当たり5万円を給付</p> <p>ア 需用費 22万7千円 イ 役務費 53万3千円 ウ 負担金、補助及び交付金 6,725万0千円</p> <p>(3) ひとり親家庭等医療費助成事業 200万0千円 新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に移行し、医療機関への受診控えが解消されつつあるなかで、ひとり親家庭等医療費が増えているための補正</p> <p>ア 扶助費 200万0千円</p> <p>4 繰越明許費</p> <p>(1) 清瀬市暮らし応援給付金給付事業 1億1,047万7千円</p> <p>(2) 清瀬市子ども応援給付金給付事業 6,775万9千円</p> <p style="text-align: right;">所管課 財政課</p>	
--	--	--	--

議 案 第 8 号	令和5年度清瀬市一般会計補正予算(第11号)	補正前の歳入歳出総額 37,329,351 千円 補正後の歳入歳出総額 38,202,526 千円 歳入総額 873,175 千円 主なもの 地方交付税 179,638 千円 国庫支出金 218,108 千円 都支出金 6,387 千円 財産収入 43,735 千円 寄附金 425,307 千円 歳出総額 873,175 千円 主なもの 総務費 392,332 千円 民生費 85,103 千円 土木費 ▲68,000 千円 諸支出金 463,740 千円 所管課 財政課	3月28日 可決
議 案 第 9 号	令和5年度清瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	補正前の歳入歳出総額 8,409,784 千円 補正後の歳入歳出総額 8,409,784 千円 歳入総額 0 円 主なもの 国民健康保険税 ▲14,335 千円 繰入金 14,335 千円 所管課 保険年金課	3月28日 可決
議 案 第 10 号	令和5年度清瀬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	補正前の歳入歳出総額 2,281,137 千円 補正後の歳入歳出総額 2,290,157 千円 歳入総額 9,020 千円 主なもの 後期高齢者医療保険料 15,000 千円 繰入金 ▲5,980 千円 歳出総額 9,020 千円 主なもの 広域連合納付金 9,020 千円 所管課 保険年金課	3月28日 可決

<p>議 案 第 11 号</p>	<p>清瀬市空家等の適正な管理に関する条例</p>	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、市が空家等の所有者等に適正な管理に向けた知識の普及及び意識の啓発をはじめ、空家等に関する必要な措置を講ずることができるようになりました。</p> <p>具体的には、空家等所有者の責務強化、特定空家化を未然に防止するための管理の在り方、空家等所有者の把握円滑化及び所有者に代わって市等が立木、竹の伐採等の代執行できる規定等が新設又は拡充されました。</p> <p>市は、この法の一部改正に沿って空家等に必要な措置ができるよう新たに条例を制定するものです。</p> <p>なお、新規条例に「清瀬市特定空家等判定委員会」の組織を移行させて規定することから、既存の清瀬市特定空家等判定委員会条例は、この新規条例の附則において廃止します。</p> <p style="text-align: right;">所管課 防災防犯課</p>	<p>3月28日 可 決</p>
<p>議 案 第 12 号</p>	<p>清瀬市立学校の施設の使用する条例</p>	<p>市立小・中学校の体育館等の学校施設を対象とし、授業等の学校教育に支障のない休校日及び放課後等の範囲内において、市民が学習、文化、スポーツ等の活動の場として使用できるようにするため、条例を制定するものです。</p> <p>主な規定の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民が使用できる清瀬市立小・中学校の体育館等の学校施設を規定します。 2 市民が使用するにあたっての申請及び承認を規定します。 3 市民が使用するにあたっての使用料（学校体育館は1時間当たり850円、校庭は無料）を規定します。 4 使用における制限等を規定します。 <p style="text-align: right;">所管課 教育企画課</p>	<p>3月28日 可 決</p>
<p>議 案 第 13 号</p>	<p>清瀬市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>子育て支援対策の一環として、市職員の育児と仕事の両立を支援する観点から、現在、生後1年3月まで取得できる育児時間を、生後1年6月まで延長させて取得できるように一部改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 未来創造課</p>	<p>3月28日 可 決</p>

<p>議 案 第 14 号</p>	<p>清瀬市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>市は、会計年度任用職員に年2回にわたって期末手当を支給しています。</p> <p>地方自治法の一部改正により、同職員に勤勉手当を支給することが可能となったため、市は同職員の処遇改善等を目的として、正規職員と同様に令和6年6月から期末及び勤勉手当を支給できるよう規定整備をするものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 未来創造課</p>	<p>3月28日 可 決</p>
<p>議 案 第 15 号</p>	<p>清瀬市事務手数料条例等の一部を改正する条例</p>	<p>戸籍法の一部改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布、施行されます。</p> <p>今回の改正は、市が交付する戸籍関係書類添付の省略を目的とした「戸籍電子証明書提供用識別符号」及び「除籍電子証明書提供用識別符号」の交付制度等が創設されたことから、交付にあたっての事務手数料を規定する等のため、条例の一部改正をするものです。</p> <p>また、戸籍法の一部改正により、戸籍の証明の広域交付が開始され、現状、本籍地のみで発行が可能な戸籍及び除籍全部事項証明書等が本籍地以外でも発行可能となります。こうした経緯を踏まえて戸籍の謄本等の交付について、多機能端末機の使用による交付と市窓口での交付による事務手数料も整理して規定します。</p> <p>これら一部改正により、清瀬市事務手数料条例の一部を改正する条例（令和3年清瀬市条例第20号）及び清瀬市事務手数料条例の一部を改正する条例（令和5年清瀬市条例第29号）の附則規定に影響が生じるため、2つの一部改正条例をこの条例において一括で一部改正します。</p> <p style="text-align: right;">所管課 市民課</p>	<p>2月29日 可 決</p>
<p>議 案 第 16 号</p>	<p>清瀬市郷土博物館条例の一部を改正する条例</p>	<p>市立郷土博物館に併設されている「清瀬市民文化センター（清瀬市郷土博物館2階のギャラリー及び講座室）」は、清瀬市民文化センター条例の各規定において維持及び管理してきました。</p> <p>博物館法の一部改正において、博物館が地域の教育、学術及び文化振興等において地域の活力向上に寄与することが求められるようになっていきます。</p> <p>また、ギャラリー等の管理及び利用の形態を改めて検証すると、これら施設は郷土博物館の併設施設として管理、</p>	<p>3月28日 可 決</p>

		<p>運営することが、合理的かつ公の施設として効果的であることが想定できたことから、ギャラリー及び講座室を市郷土博物館に移管して運用できるよう一部改正するものです。</p> <p>なお、清瀬市民文化センター条例は、この条例の附則において廃止します。</p> <p style="text-align: right;">所管課 シティプロモーション課</p>	
議案 第17号	清瀬市立図書館設置条例の一部を改正する条例	<p>多様化する社会情勢の変化に対応できる図書館の運営形態の構築をめざし、市が市立中央公園内に建設する複合施設に「清瀬市立南部図書館」を設置するため、一部改正するものです。</p> <p>市は、これまでの図書館運営の経過を踏まえ、市立図書館としての効率、効果及び市民ニーズを考慮しつつ、新たな図書提供の在り方を模索するなかで現在の地域図書館を整理統合します。</p> <p>併せて、図書館に指定管理者制度を導入して効率及び効果的な管理及び運営ができるよう規定整備をするため、一部改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 図書館</p>	3月28日 可決
議案 第18号	清瀬市立保育園設置条例の一部を改正する条例	<p>老朽化した都宮竹丘住宅第11号棟の解体工事に伴い、同棟に併設されている市立第7保育園の園舎も同時に解体されるため、閉園に向けて条例から同園の規定を削る一部改正をするものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 子育て支援課</p>	3月28日 可決
議案 第19号	清瀬市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	<p>市は、義務教育就学児が医療機関で受診したときの医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成できる制度を設けています。また、助成にあたっては、児童手当の所得制限額に準じて義務教育就学児を養育している保護者等に所得の制限を設けています。</p> <p>この所得制限を撤廃し、いずれの義務教育就学児にも医療機関で受診した場合の医療費の自己負担分に助成ができるよう、一部改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 子育て支援課</p>	3月28日 可決

議案 第20号	清瀬市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	<p>市は、高校生等が医療機関で受診したときの医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成できる制度を設けています。また、助成にあたっては、児童手当の所得制限額に準じて高校生等を養育している保護者等に所得の制限を設けています。</p> <p>この所得制限を撤廃し、いずれの高校生等にも医療機関で受診した場合の医療費の自己負担分に助成ができるよう、一部改正をするものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 子育て支援課</p>	3月28日 可決
議案 第21号	清瀬市しあわせ未来センター条例の一部を改正する条例	<p>児童福祉法及び母子保健法の一部改正に伴い、市は両法に規定する「こども家庭センター」等に所掌されるべき各種事業を整理し、「清瀬市子ども家庭支援センター」で同事業を実施できるよう一部改正するものです。</p> <p>当市では、児童福祉法に規定する「こども家庭センター」の役割を「清瀬市子ども家庭支援センター」に委ね、同法において実施すべき児童福祉事業を実施します。</p> <p>また、母子保健法に規定する「こども家庭センター」が実施すべき母子保健事業についても、「清瀬市子ども家庭支援センター」において、子育て支援課母子保健係が担当するよう規定するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 未来創造課</p>	3月28日 可決
議案 第22号	清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	<p>清瀬市国保財政健全化計画(平成30年度策定)に基づき、清瀬市国民健康保険事業特別会計予算への法定外一般会計繰入金削減に向け、清瀬市国民健康保険の保険税率を改定する等のため、一部改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 保険年金課</p>	3月28日 可決
議案 第23号	清瀬市介護保険条例の一部を改正する条例	<p>介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画により、令和6年度から令和8年度までの介護保険料の額を規定するため、一部改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 介護保険課</p>	3月28日 可決
議案 第24号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関	<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、①市指定居宅介護支援等の事業、②市指定地域密着型サービス事業、</p>	3月28日 可決

	係条例の整理に関する条例	<p>③市指定地域密着型介護予防サービス事業及び④市指定介護予防支援等、事業に係る人員及び運営の各基準等を改める必要から、一部改正をするものです。</p> <p>今回の一部改正は、4つの条例で規定する運営の各基準等において、それぞれ相互に規定内容に関係が生じていることから一括で一部改正するものです。</p> <p>改正する条例</p> <p>(1) 清瀬市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営基準等に関する条例</p> <p>(2) 清瀬市指定地域密着型サービス事業者の指定及び運営基準等に関する条例</p> <p>(3) 清瀬市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定及び運営基準並びに介護予防の支援方法に関する条例</p> <p>(4) 清瀬市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p style="text-align: right;">所管課 介護保険課</p>	
議案 第25号	清瀬市立公園条例の一部を改正する条例	<p>市立清瀬金山緑地公園駐車場は、市立清瀬金山緑地公園及び隣接の柳瀬川河川敷等でデイキャンプ等をする市民等に多く利用されるようになっていきます。</p> <p>河川周辺は、景観を楽しみながらデイキャンプ等をする家族、仕事仲間等で四季を通じて賑わいを見せ、憩いの場ともなっています。</p> <p>こうしたなかで、市は使用者に適正なごみの取扱等をお願いしているものの、ごみの収集及び処理をはじめとする管理経費が増大していること等を踏まえ、同公園駐車場の使用料を改める一部改正をするものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 水と緑と公園課</p>	3月28日 可決
議案 第26号	清瀬市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	<p>地方自治法の一部改正により、条例に引用する同法の条項が繰下げられたため、適用条項を改める一部改正をするものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 下水道課</p>	3月28日 可決

<p>議 案 第 27 号</p>	<p>清瀬市道の路線の認定について</p>	<p>開発による無償譲渡受け入れにより、新たに市道の路線を認定するものです。</p> <p>認定路線</p> <p>1 清瀬市道 1375 号線 (下清戸二丁目、長命寺北側)</p> <p>2 清瀬市道 1376 号線 (中里五丁目、しあわせ未来センター北側)</p> <p style="text-align: right;">所管課 道路交通課</p>	<p>3月28日 承認</p>										
<p>議 案 第 28 号</p>	<p>東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について</p>	<p>後期高齢者医療被保険者の負担軽減を目的とし、令和5年度に引き続き令和6年度分及び令和7年度分の同医療制度の審査支払手数料、財政安定化基金拠出金等の支給相当額を区市町村の一般会計から支弁できるよう規約の一部を改正するものです。</p> <p>上記の措置にあたって、地方自治法第291条の3の規定により東京都後期高齢者医療広域連合規約を一部変更する必要があるため、同法第291条の11の規定に基づき、構成団体である清瀬市の議会に協議の議決を求めるものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 保険年金課</p>	<p>2月29日 可決</p>										
<p>議 案 第 29 号</p>	<p>令和5年度清瀬市一般会計補正予算(第12号)</p>	<p>生活保護の扶助費において、市が社会保険診療報酬支払基金に支払うべき本年3月請求分の医療費が入院患者数等の増加により、令和5年度当初予算に不足が生じて支出できない状況があります。</p> <p>また、介護保険特別会計の介護予防・生活支援サービス事業においても、予算不足で支出できない状況があるため、急遽、補正予算を編成するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 予算総額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 現予算総額</td> <td style="text-align: right;">382 億 252 万 6 千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 補正予算額</td> <td style="text-align: right;">5,547 万 0 千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 補正後予算総額</td> <td style="text-align: right;">382 億 5,799 万 6 千円</td> </tr> </table> <p>2 歳入</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(内 訳)</td> <td style="text-align: right;">5,547 万 0 千円</td> </tr> <tr> <td>(1) 国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">4,122 万 7 千円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(生活保護費)</p>	(1) 現予算総額	382 億 252 万 6 千円	(2) 補正予算額	5,547 万 0 千円	(3) 補正後予算総額	382 億 5,799 万 6 千円	(内 訳)	5,547 万 0 千円	(1) 国庫支出金	4,122 万 7 千円	<p>3月28日 可決</p>
(1) 現予算総額	382 億 252 万 6 千円												
(2) 補正予算額	5,547 万 0 千円												
(3) 補正後予算総額	382 億 5,799 万 6 千円												
(内 訳)	5,547 万 0 千円												
(1) 国庫支出金	4,122 万 7 千円												

		<p>(2) 繰入金 1,424万3千円 (財政調整基金繰入金)</p> <p>3 歳 出 5,547万0千円 民生費 5,547万0千円</p> <p>(1) 介護保険特別会計繰出金 50万0千円 (介護保険特別会計の地域支援事業費で予算に不足が生じたため。)</p> <p>(2) 生活保護関係扶助費 生活保護費 5,497万0千円 (生活保護援護事業) (生活保護の扶助費において、入院患者数及び高額医療費の受診者数の増加により、予算に不足が生じたため。)</p> <p style="text-align: right;">所管課 財政課</p>	
議 案 第 30 号	令和5年度清瀬市介護保険特別会計補正予算(第2号)	<p>介護予防・生活支援サービス事業において、要支援者及びサービス利用者に想定を上回る増加があり、令和5年度当初予算に計上する予算では不足が生じて支出できないため、急遽、補正予算を編成するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 予算総額</p> <p>(1) 現予算総額 78億5,722万0千円</p> <p>(2) 補正予算額 400万0千円</p> <p>(3) 補正後予算総額 78億6,122万0千円</p> <p>2 歳 入 400万0千円 (内 訳)</p> <p>(1) 保険料 920千円 (介護保険料)</p> <p>(2) 国庫支出金 100万0千円 (地域支援事業交付金)</p> <p>(3) 支払基金交付金 108万0千円 (地域支援事業交付金)</p> <p>(4) 都支出金 50万0千円 (地域支援事業交付金)</p> <p>(5) 繰入金 50万0千円 (地域支援事業繰入金)</p>	3月28日 可 決

		<p>3 歳 出 400 万 0 千円 地域支援事業費 400 万 0 千円 (1) 介護予防・生活支援サービス事業 400 万 0 千円 (介護予防・生活支援サービス事業 において、要支援者及びサービス 利用者の増加による予算不足)</p> <p style="text-align: right;">所管課 介護保険課</p>	
議 案 第 31 号	清瀬市市税条例の一部を改正する 条例	<p>方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）及 び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第 34号）が本年2月21日に公布され、同日から施行されま した。</p> <p>この法令改正は、「令和6年能登半島地震」の災害被災 者の負担軽減を図るため、納税義務者の選択により、災害 による資産の損失金額を所得割の令和5年の損失として、 令和6年度以後の年度分の市民税の雑損控除額の控除及び 雑損失の金額の控除の特例として適用できるようにするも のです。</p> <p>上記の雑損控除額の控除等を適切に清瀬市市民税におい て適用措置するため、条例の一部を改正する ものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 課税課</p>	3月28日 可 決
議 案 第 32 号	清瀬市小口事業資金融資条例の一 部を改正する条例	<p>中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の 一部を改正する法律（令和5年法律第61号）をはじめとす る関係法令が本年3月15日に施行され ました。</p> <p>この法令改正では、信用保証付き融資について、中小企 業者が一定の要件を備えた法人である場合は、融資を受け る際に経営者による連帯保証がなくても融資手続きができ るよう規定されました。</p> <p>この法令改正により、清瀬市小口事業資金融資制度の融 資あっせんの要件において、原則、該当法人の代表者の連 帯保証を除くことにより、軽便に融資手続きができるよう 一部改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">所管課 産業振興課</p>	3月28日 可 決

<p>議 案 第 33 号</p>	<p>清瀬市教育委員会委員の任命について</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、清瀬市教育委員会を組織する委員を任命する必要があるため、同条同項の規定に基づき議会の同意を得るものです。</p> <p>任命候補者 住 所 東京都東久留米市小山四丁目7番8号 氏 名 中 村 清 人 氏</p> <p style="text-align: right;">所管課 未来創造課、教育企画課</p>	<p>3月28日 同 意</p>
-----------------------	--------------------------	--	----------------------